（証券コード　1945）
平成２９年６月７日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目３番１号
株式会社　東京エネシス
代表取締役会長　　楢崎ゆう

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　55頁から56頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー17階「オパール17」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．株主総会の目的事項

報 告 事 項　1．第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.qtes.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられ、景気の好循環が広がりつつある中で、新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下の動きが一段落したこと等により、企業業績も改善をみせ緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの経営環境は、電力小売全面自由化により電力の販売競争が激化していることから、電力会社は継続的なコスト削減や生産性向上に向けた合理化への取り組み等を行っており、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、既存事業領域を堅持するとともに、事業領域の継続的な拡大を最重点課題に掲げ、受注・売上の確保・拡大と利益の創出に持てる力を結集して努めてまいりました。

具体的には、電力の安定供給に向けた各火力・原子力・水力発電所の点検手入工事や修理工事、福島第一原子力発電所の廃炉措置における汚染水処理系や循環冷却系の設備保守点検工事、福島地区復興関連業務、柏崎刈羽原子力発電所や志賀原子力発電所の安全対策関連工事、変電所の新設や改修工事、更に石油化学プラントの発電設備関連工事や大型の太陽光発電設備設置工事及び施工後のO＆M（運転・保守業務）等について、全社を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、売上高は、前期比6億円減の735億58百万円となりました。

なお、受注高は、前期に大型工事の受注が集中したことから前期比356億39百万円減の661億27百万円となりました。

利益面につきましては、要員の効率的配置による生産性向上や原価低減の徹底等に努めてまいりましたが、売上高の減少により営業利益は前期比１億50百万円減の58億36百万円、経常利益は前期比１億22百万円減の59億54百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比67百万円減の40億58百万円となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

（単位　百万円）

区　　分	前期繰越高	受　注　高	売　上　高	次期繰越高
設備工事業	69,097	64,958	72,389	61,666
その他の事業	－	992	992	－
差異調整額	－	177	177	－
合　　計	69,097	66,127	73,558	61,666

(注)区分に対応した部門等の名称は次のとおりであります。
設備工事業：エネルギー・産業部門、原子力部門
その他の事業：発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業

(2)　設備投資及び資金調達の状況

①　設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は11億５百万円であります。このうち主なものは、福島復興の拠点となる事務所（福島県双葉郡大熊町）の建設及び施工能力の向上を目的とした機械設備・工具器具の購入であります。

②　資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の事業環境の見通しにつきましては、企業の生産性向上に向けた設備投資や国・地方の公共投資が増加傾向にあり、社会基盤や企業の事業基盤の整備事業はある程度の水準が見込まれる一方で、電力小売全面自由化をはじめとした電力システム改革においては、更なる競争原理拡大に向けた施策の展開が想定され、当社グループにとって厳しい受注環境が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは工事会社の原点に立ち返り、更なる改善・改革を推進して事業領域の拡大に挑戦し、強固な事業基盤の構築と持続的な成長を目指してまいります。まずは、お客さまのニーズを捉えた工事の効率化や提案営業を展開し、付加価値の高いサービスをワンストップで提供するため、これまで培ってきた技術力を一段と強化してまいります。また、工事の安全・品質確保や工事の省力化・高度化に対応できるよう情報通信技術等の活用も積極的に推進してまいります。

当社グループは、火力発電所の建設・保守工事において、電力システム改革の進展に対しても迅速に対応できる体制を整備するとともに、原子力発電所における安全対策関連工事、太陽光発電設備の設置工事、加えて、全国で進められている新電力事業者等による発電設備の新増設工事やＬＴＳＡ（長期保守契約）及びO&M（運転・保守業務）に向けた対応、昨年タイ王国に設立した合弁会社を通じての海外展開等にも果敢に取り組んでまいります。

また、福島第一原子力発電所の安定化と福島復興への取組みを継続し、廃炉に向けての役割をしっかりと果たしてまいります。

今後も競争に打ち勝ち、お客さまに継続して選んでいただくため、技術力、人財力を更に高めながら、徹底した原価管理、生産性向上に努め、全社を挙げて継続的な発展と企業価値の向上を実現してまいります。

当社は、本年８月をもちまして創立70周年を迎えます。株主の皆さまにおかれましては、何卒今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位　百万円)

区　　分	第 67 期 (平成25年度)	第 68 期 (平成26年度)	第 69 期 (平成27年度)	第70期(当期) (平成28年度)
受　注　高	55,590	75,747	101,767	66,127
売　上　高	54,197	60,008	74,159	73,558
親会社株主に帰属する当期純利益	1,721	3,420	4,125	4,058
1株当たり当期純利益	49円21銭	97円80銭	118円70銭	120円62銭
総　資　産	65,271	74,074	85,354	78,866

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位　百万円)

区　　分	第 67 期 (平成25年度)	第 68 期 (平成26年度)	第 69 期 (平成27年度)	第70期(当期) (平成28年度)
受　注　高	52,398	71,595	97,697	67,281
売　上　高	50,991	56,320	70,034	72,739
当期純利益	1,656	3,282	3,936	3,887
1株当たり当期純利益	47円35銭	93円85銭	113円25銭	115円55銭
総　資　産	61,222	69,400	79,929	75,703

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東工企業株式会社	100	100	不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買
株式会社バイコム	10	100	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株式会社テクノ東京	10	100	発電設備の工事の請負
東工電設株式会社	20	100	発電設備・変電設備の工事の請負
株式会社東輝	10	100	損害保険代理業

(注) 1．出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

東京電力ホールディングス株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率24.33%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を主な事業とし、さらに太陽光発電による電力の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル並びに保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	福島総合支社	福島県双葉郡
京浜支社	神奈川県横浜市	新潟支社	新潟県柏崎市
千葉支社	千葉県市原市	青森支社	青森県上北郡
茨城支社	茨城県ひたちなか市	溶接・検査センター	千葉県千葉市

② 子会社

会社名	所在地	会社名	所在地
東工企業株式会社	東京都中央区	東工電設株式会社	東京都江東区
株式会社バイコム	東京都江東区	株式会社東輝	東京都中央区
株式会社テクノ東京	東京都江東区		

(8) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,499名	115名増

(注)従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,379名	188名増	46.1歳	20.8年

(注)従業員数は就業人員であり、受入出向者180名を含み、他社への出向者26名は含んでおりません。なお、従業員数が前期末に比べて増加しましたのは、採用の増加及び火力発電所保守工事における共同施工体制構築に伴う東京電力フュエル&パワー株式会社からの受入出向者によるものであります。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　72,589,000株

(2) 発行済株式の総数　37,261,752株

(3) 株　主　数　3,304名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
東京電力ホールディングス株式会社	9,064	26.49
東京エネシス社員持株会	1,602	4.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,503	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	975	2.85
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	881	2.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	712	2.08
太平電業株式会社	700	2.05
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	680	1.99
新日本空調株式会社	600	1.75
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	551	1.61

(注) 1．当社は、自己株式3,044千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2．持株比率の計算は、自己株式を控除しております。

3．自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」導入において設定した野村信託銀行株式会社(東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式528千株を含んでおりません。

⑸　その他株式に関する重要な事項

① 当社は、平成28年８月31日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の導入を決議いたしました。本プランの導入に伴い、同年９月23日付で自己株式594,000株を野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口）へ、第三者割当による自己株式の処分を実施いたしました。

② 当社は、平成29年２月１日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、同年４月１日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	楢崎 ゆう	
代表取締役社長	熊谷 努	
代表取締役常務	石井 元継	
常務取締役	鈴木 康郎	原子力本部長
常務取締役	篠原 宏昭	
常務取締役	小林 隆	エネルギー・産業本部長
常務取締役	泊 裕之	営業本部長
取締役	青木 敬治	営業本部長代理
取締役	猿渡 辰	原子力本部長代理
取締役	幡野 英憲	エネルギー・産業本部長代理
取締役	田中 等	弁護士（丸の内南法律事務所） 株式会社ＳＵＭＣＯ社外取締役
取締役	阪本 吉秀	東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役
常勤監査役	高増 洋	
常勤監査役	菅沼 希一	
監査役	増田 祐治	東京電力ホールディングス株式会社取締役 株式会社東光高岳社外監査役
監査役	田中 豊	税理士（田中税理士事務所） 株式会社伊藤園社外監査役

(注) 1．取締役 田中等氏及び阪本吉秀氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役 菅沼希一氏並びに監査役 増田祐治氏及び田中豊氏は、社外監査役であります。
3．当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

4．監査役 田中豊氏は、税理士の資格を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、取締役 田中等氏、阪本吉秀氏及び監査役 田中豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．平成28年６月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、監査役 松本芳彦氏及び畑口紘氏が任期満了により退任いたしました。
7．平成28年６月29日開催の第69期定時株主総会において、新たに熊谷努氏及び阪本吉秀氏が取締役に、菅沼希一氏及び田中豊氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当期に係る報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取　締　役	12名	２億37百万円（うち社外取締役２名 12百万円）
監　査　役	５名	47百万円（うち社外監査役４名 25百万円）

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第69期定時株主総会において、年額３億20百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第61期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の人数及び報酬等の額には、平成28年６月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役２名を含んでおります。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

社外監査役２名が当社の子会社から受けた監査役としての報酬等の総額は、１百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社　外 取締役	田中　等	弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社ＳＵＭＣＯ社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき発言を行っております。
社　外 取締役	阪本吉秀	東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役	就任後開催の取締役会11回すべてに出席し、損害保険会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社　外 監査役	菅沼希一	－	就任後開催の取締役会11回及び監査役会10回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社　外 監査役	増田祐治	東京電力ホールディングス株式会社取締役、株式会社東光高岳社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち12回に、監査役会13回のうち11回に出席し、企業経営者としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社　外 監査役	田中　豊	税理士（田中税理士事務所）、株式会社伊藤園社外監査役	就任後開催の取締役会11回及び監査役会10回すべてに出席し、税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見等に基づき発言を行っております。

(注) 1．当社は、東京電力ホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であり、同社と当社との間には工事請負等の取引関係があります。
2．株式会社東光高岳と当社との間には、機器購入等の取引関係があります。
3．その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目	報酬等の額
①当期に係る会計監査人としての報酬等	38百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①　処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容
・新規の契約の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由
・株式会社東芝の財務書類の監査において、社員が相当の注意を怠ったことによる虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

なお、会計監査人は、業務改善命令に基づき、平成28年１月29日付で金融庁に業務改善計画を提出し、その進捗状況は公表されております。当社は、会計監査人より、その内容につき都度報告を受け諸施策が実施されていることを確認しております。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理を中心に業務全般を統括管理する事業運営会議を設置し、企業倫理遵守についても、この会議で統括することにより、コンプライアンス経営の徹底を図る。

② 取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。

③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月１回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。

④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

⑶　リスクの管理に関する規程その他の体制

① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備

する。
② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。
③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するＩＴ環境の整備を図る。

⑸ 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。

② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

⑹ 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する従業員を配置する。ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

⑻　監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補佐すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役の指示の実効性を確保する。

② 監査役の職務を補佐する任に兼務で選任された従業員は、監査役の指揮命令に優先的に服するものとする。

⑼　監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。

② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

③ 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

⑽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。

② 会計監査人及び内部監査組織が、監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

③ 監査役の職務の執行について生じる費用の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な費用の場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑾　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

⑴ 職務執行の適正性に対する取組み状況

当社グループは、東京エネシスグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス経営を行っております。

適切な経営判断をするため、法令、定款、取締役会規程に従い、当期は、取締役会を14回開催しております。取締役会では、経営方針、経営計画、契約等の重要な職務執行の決定、四半期毎の職務執行報告等により、取締役の監督を行っております。

取締役会の決定に基づく職務執行について、社内規程において、責任、権限、遵守すべき法令等を明確にし、取締役及び従業員が適正かつ効率的に執行しております。

取締役会等重要会議体の議事録、その他職務執行に係る情報について、法令、文書管理規程等に従い、適切に管理しております。

⑵ リスク管理に対する取組み状況

リスク管理の推進及び危機発生時の対応プロセスを定め、事業継続性を図ることを目的としたリスク管理規程に従い、非常時対応訓練等を実施しております。

事業運営上の重要課題の協議、情報共有、リスク管理を目的に事業運営会議を設置しており、当期は36回開催しております。事業運営会議には、企業倫理相談窓口からの相談事案及び調査結果も伝達される仕組みとなっており、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するように取り組んでおります。

⑶ 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取組み状況

当社グループとしての業務の適正性・効率性確保、グループ内部統制の的確な実施を目的としたグループ会社管理規程に従い、当社とグループ会社の事業運営上の重要事項について事前協議の実施やグループ会社から報

告を受けております。

当社内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。取締役は監査報告を踏まえ、所要の改善を実施し、業務の適正を確保しております。

当社グループの企業倫理に対する取組みとして、教育等により、定着化と徹底を図っております。また、当社グループ及び取引先企業も利用できる内部通報制度として、企業倫理相談窓口を運用しており、相談者に不利益が生じることのないよう、プライバシーを厳重に保護しております。

⑷ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み状況

監査役の職務補佐として、取締役からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に優先的に服す兼務従業員を配置しております。取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、重要な職務執行記録の提供等必要な報告を行っております。また、企業倫理相談窓口に寄せられた相談について、その調査結果を監査役へ報告しております。

監査役は、取締役会等の会議体に出席し、必要に応じ意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を行う等連携して、監査を行っております。

⑸ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

東京エネシスグループ企業行動憲章を遵守するよう徹底し、外部専門機関からの情報入手、被害防止対策の実施や取引先に対する契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記すること等により、当社グループとして毅然とした態度で臨んでおります。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**54,661**	**流動負債**	**14,934**
現金預金	3,835	支払手形・工事未払金等	8,814
受取手形・完成工事未収入金等	38,437	短期借入金	149
有価証券	2,999	未払法人税等	176
未成工事支出金	3,135	未成工事受入金	678
繰延税金資産	802	完成工事補償引当金	41
その他	5,451	工事損失引当金	730
固定資産	**24,204**	その他	4,342
有形固定資産	(16,954)	**固定負債**	**7,794**
建物・構築物	7,998	長期借入金	897
機械・運搬具	993	繰延税金負債	15
工具器具・備品	513	退職給付に係る負債	6,501
土地	7,414	資産除去債務	307
リース資産	34	その他	72
無形固定資産	(498)	**負債合計**	**22,728**
投資その他の資産	(6,751)	**（純資産の部）**	
投資有価証券	5,266	**株主資本**	**54,402**
繰延税金資産	1,290	資本金	2,881
その他	310	資本剰余金	3,965
貸倒引当金	△115	利益剰余金	50,055
		自己株式	△2,499
		その他の包括利益累計額	**1,735**
		その他有価証券評価差額金	1,735
		純資産合計	**56,138**
資産合計	**78,866**	**負債・純資産合計**	**78,866**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高		73,558
売上原価		
完成工事原価		63,528
売上総利益		
完成工事総利益		**10,029**
販売費及び一般管理費		4,192
営業利益		**5,836**
営業外収益		
受取利息及び配当金	96	
その他	29	125
営業外費用		
支払利息	7	
その他	0	7
経常利益		**5,954**
特別利益		
固定資産売却益	190	
退職給付制度終了益	881	
その他	12	1,083
特別損失		
減損損失	765	
固定資産除却損	245	
その他	117	1,128
税金等調整前当期純利益		**5,909**
法人税、住民税及び事業税	782	
法人税等調整額	1,068	1,851
当期純利益		4,058
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,058**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,881	3,730	46,958	△2,327	51,242
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△812		△812
親会社株主に帰属する当期純利益			4,058		4,058
自己株式の取得				△621	△621
自己株式の処分		235		449	684
連結範囲の変動			△148		△148
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	235	3,096	△172	3,159
当期末残高	2,881	3,965	50,055	△2,499	54,402

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,316	△2	1,314	250	52,807
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△812
親会社株主に帰属する当期純利益					4,058
自己株式の取得					△621
自己株式の処分					684
連結範囲の変動		2	2	△250	△396
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	418		418		418
連結会計年度中の変動額合計	418	2	420	△250	3,330
当期末残高	1,735	－	1,735	－	56,138

連　結　注　記　表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

子会社（５社）は、すべて連結しております。

子会社名は、東工企業㈱、㈱バイコム、㈱テクノ東京、東工電設㈱、㈱東輝であります。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱清田工業については、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（SCI Enesys Co.,Ltd.、TES Practicum Co.,Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り組む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

⑵　減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	10～50年
機械・運搬具	４～17年
工具器具・備品	２～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金……受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

（追加情報）

当社は、平成28年４月１日に確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として881百万円計上しております。

②　完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③　消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円増加しております。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当連結会計年度より、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

（1）取引の概要

本プランは、「東京エネシス社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京エネシス社員持株会専用信託口」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、今後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、547百万円、528千株であります。

（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末547百万円

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（役員退職慰労金制度の廃止）

連結子会社は、平成28年６月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止と、役員退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより、当連結会計年度に「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分８百万円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産

株式（投資有価証券）　2百万円

なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供しているものであります。

2．有形固定資産減価償却累計額　12,860百万円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は以下の固定資産について減損損失をしております。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地、建物	東京都足立区	765

当該資産につきましては、経営の効率化・合理化を目的に保有方針を変更し、遊休資産としたため、回収可能価額に至るまでの減少額（土地765百万円、建物0百万円）を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．発行済株式の総数　普通株式　37,261,752株

2．剰余金の配当

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月29日 定時株主総会	普通株式	470百万円	14.0円	平成28年３月31日	平成28年６月30日
平成28年11月１日 取締役会	普通株式	342百万円	10.0円	平成28年９月30日	平成28年12月２日

（注）　平成28年11月１日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式に対する配当金５百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年６月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議することとしております。

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	513百万円	15.0円	平成29年３月31日	平成29年６月30日

（注）1 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金７百万円が含まれております。

2 １株当たり配当額には創立70周年記念配当５円が含まれております。

【金融商品に関する注記】

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金及び設備資金の一部を金融機関より借入れております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は株式及び投資事業組合出資金であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照してください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金預金	3,835	3,835	－
⑵受取手形・完成工事未収入金等	38,437	38,436	△1
⑶有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,999	2,999	△0
②その他有価証券	4,598	4,598	－
資産 計	49,871	49,870	△1
支払手形・工事未払金等	8,814	8,814	－
負債 計	8,814	8,814	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

⑴現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

支払手形・工事未払金等

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	349
投資事業組合出資金	318

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　1,666円35銭

２．１株当たり当期純利益　120円62銭

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**52,402**	**流動負債**	**14,344**
現金預金	1,602	工事未払金	8,440
完成工事未収入金	38,351	短期借入金	149
有価証券	2,999	未払費用	1,923
未成工事支出金	3,115	未成工事受入金	678
繰延税金資産	750	完成工事補償引当金	41
その他	5,581	工事損失引当金	730
固定資産	**23,301**	その他	2,380
有形固定資産	(14,382)	**固定負債**	**7,812**
建物・構築物	6,049	長期借入金	897
機械・運搬具	929	退職給付引当金	6,382
工具器具・備品	387	その他	533
土地	6,776	**負債合計**	**22,157**
リース資産	238	**（純資産の部）**	
無形固定資産	(470)	**株主資本**	**51,810**
ソフトウエア	437	資本金	2,881
その他	32	資本剰余金	3,965
投資その他の資産	(8,448)	資本準備金	3,723
投資有価証券	4,649	その他資本剰余金	242
関係会社株式	831	利益剰余金	47,463
長期貸付金	1,597	利益準備金	720
繰延税金資産	1,237	その他利益剰余金	46,743
その他	201	配当準備積立金	1,000
貸倒引当金	△68	固定資産圧縮積立金	438
		特別償却準備金	347
		別途積立金	29,000
		繰越利益剰余金	15,957
		自己株式	△2,499
		評価・換算差額等	**1,735**
		その他有価証券評価差額金	1,735
		純資産合計	**53,546**
資産合計	**75,703**	**負債・純資産合計**	**75,703**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高		72,739
売上原価		
完成工事原価		63,485
売上総利益		
完成工事総利益		**9,253**
販売費及び一般管理費		3,740
営業利益		**5,513**
営業外収益		
受取利息及び配当金	135	
その他	27	162
営業外費用		
支払利息	7	
その他	0	7
経常利益		**5,668**
特別利益		
固定資産売却益	190	
退職給付制度終了益	881	
その他	12	1,083
特別損失		
固定資産売却損	143	
減損損失	765	
固定資産除却損	133	
その他	77	1,121
税引前当期純利益		**5,631**
法人税、住民税及び事業税	663	
法人税等調整額	1,079	1,743
当期純利益		**3,887**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,881	3,723	6	3,730	720	1,000	442	414	29,000	12,811	44,388
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩							△3			3	－
特別償却準備金の取崩								△67		67	－
剰余金の配当										△812	△812
当期純利益										3,887	3,887
自己株式の取得											
自己株式の処分			235	235							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	235	235	－	－	△3	△67	－	3,146	3,074
当期末残高	2,881	3,723	242	3,965	720	1,000	438	347	29,000	15,957	47,463

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,327	48,672	1,316	1,316	49,989
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
剰余金の配当		△812			△812
当期純利益		3,887			3,887
自己株式の取得	△621	△621			△621
自己株式の処分	449	684			684
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	418	418	418
事業年度中の変動額合計	△172	3,137	418	418	3,556
当期末残高	△2,499	51,810	1,735	1,735	53,546

個　別　注　記　表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り組む方法によっております。

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	10～50年
機械・運搬具	４～17年
工具器具・備品	２～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金……受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成28年４月１日に確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として881百万円計上しております。

4．完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13百万円増加しております。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

連結注記表　追加情報「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に注記しておりますので、記載を省略しております。

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産

株式（投資有価証券）	2百万円

なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供しているものであります。

２．有形固定資産減価償却累計額	11,394百万円
３．関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	10,754百万円
長期金銭債権	1,593百万円
短期金銭債務	770百万円
長期金銭債務	184百万円

【損益計算書に関する注記】

１．工事進行基準による完成工事高	48,689百万円
２．関係会社との取引高	
売上高	20,658百万円
仕入高	5,191百万円
その他営業取引高	31百万円
営業取引以外の取引高	90百万円

3．減損損失

当社は以下の固定資産について減損損失をしております。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地、建物	東京都足立区	765

当該資産につきましては、経営の効率化・合理化を目的に保有方針を変更し、遊休資産としたため、回収可能価額に至るまでの減少額（土地765百万円、建物0百万円）を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	3,572,536株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1．繰延税金資産

退職給付引当金	2,069百万円
賞与未払金	506百万円
工事損失引当金	225百万円
投資有価証券評価損	177百万円
資産除去債務	121百万円
その他	201百万円
繰延税金資産小計	3,302百万円
評価性引当額	△303百万円
繰延税金資産合計	2,999百万円

2．繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△557百万円
固定資産圧縮積立金	△193百万円
その他	△260百万円
繰延税金負債合計	△1,011百万円
繰延税金資産の純額	1,987百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

1．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東京電力ホールディングス㈱	被所有 直接26.8% 間接 0.0%	電力関連設備工事の請負 役員の兼任等	電力関連設備工事の施工等	20,648	完成工事未収入金	10,506

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2．取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東工企業㈱	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	450	その他の流動資産（短期貸付金）	103
						長期貸付金	1,513

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、無利息としております。

3．その他の関係会社の子会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	東京電力フュエル&パワー㈱	-	電力関連設備工事の請負等	電力関連設備工事の施工等	17,515	完成工事未収入金	6,934
その他の関係会社の子会社	東京電力パワーグリッド㈱	-	電力関連設備工事の請負等	電力関連設備工事の施工等	2,644	完成工事未収入金	1,732

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2．取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額	1,589円42銭
２．１株当たり当期純利益	115円55銭

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

株式会社　東京エネシス
　取 締 役 会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　中　川　昌　美　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　春　日　淳　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

株式会社　東京エネシス
　取 締 役 会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　昌　美　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　春　日　淳　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

株式会社東京エネシス　監査役会

常勤監査役	高　増　　洋	㊞
常勤監査役（社外監査役）	菅　沼　希　一	㊞
監　査　役（社外監査役）	増　田　祐　治	㊞
監　査　役（社外監査役）	田　中　　豊	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案して配当を実施することとしております。

また、当社は、平成29年８月14日をもちまして創立70周年を迎えます。

つきましては、これまでご支援いただきました株主さまへの感謝の意を表するために、１株につき10円の普通配当に記念配当５円を加え、期末配当金は１株につき15円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、１株につき25円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金15円　総額513,258,240円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成29年６月30日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の見直しに伴い、経営に関する意思決定の迅速化と効率化のため３名減員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	熊谷　努（くまがい　つとむ） （昭和36年２月21日生）	昭和60年４月　東京電力㈱入社 平成24年６月　同社電力流通本部工務部長 平成26年６月　同社埼玉支店長 平成27年７月　同社執行役員パワーグリッド・カンパニー埼玉総支社長 平成28年４月　東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社長（常務取締役待遇） 平成28年６月　当社代表取締役社長（現任）	10,000株
	（取締役候補者とした理由） 熊谷努氏は、代表取締役社長として中期経営計画に基づき各種施策を強いリーダーシップのもと実行してまいりました。当社グループの更なる成長・発展を牽引するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	石井元継（いしい　もとつぐ） （昭和29年２月６日生）	昭和51年４月　当社入社 平成22年６月　当社取締役経営企画室長 平成24年６月　当社取締役情報ネットワーク統括部担任 平成25年６月　当社常務取締役 平成28年６月　当社代表取締役常務（現任）	13,100株
	（取締役候補者とした理由） 石井元継氏は、経営企画・管理部門の責任者として長年にわたり携わり、また、工事部門の経験もあることから、当社グループの企業価値を継続的に向上させるため当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	鈴木康郎（すずきやすろう） （昭和27年５月14日生）	昭和52年４月　東京電力㈱入社 平成16年６月　同社原子力技術・品質安全部長 平成19年６月　同社理事 平成22年６月　当社常務取締役原子力本部長（現任）	16,000株
	（取締役候補者とした理由） 鈴木康郎氏は、長年にわたり電力業界に携わり原子力部門に関する豊富な経験及び知見を有し、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	篠原宏昭（しのはらひろあき） （昭和28年７月27日生）	昭和52年４月　東京電力㈱入社 平成17年６月　同社秘書部長 平成21年６月　当社取締役総務部・経理部担任 平成24年６月　当社常務取締役（現任）	13,000株
	（取締役候補者とした理由） 篠原宏昭氏は、企業法務・広報に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	小林隆（こばやしたかし） （昭和29年９月５日生）	昭和55年４月　東京電力㈱入社 平成22年６月　同社執行役員東火力事業所長 平成24年６月　当社取締役火力本部長 平成27年６月　当社常務取締役エネルギー・産業本部長（現任）	8,000株
	（取締役候補者とした理由） 小林隆氏は、長年にわたり電力業界に携わりエネルギー・産業部門に関する豊富な経験及び知見を有し、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	泊（とまり） 裕之（ひろゆき） （昭和30年４月１日生）	昭和53年４月　当社入社 平成24年６月　当社取締役火力本部長代理 平成25年６月　当社取締役火力・産業本部長代理 平成27年６月　当社常務取締役営業本部長 （現任）	6,000株
	（取締役候補者とした理由） 泊裕之氏は、エネルギー・産業、営業部門に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	猿渡（さるわたり） 辰（のぼる） （昭和30年10月20日生）	昭和55年４月　当社入社 平成26年６月　当社取締役原子力本部長代理兼原子力技術部長 平成27年６月　当社取締役原子力本部長代理兼原子力統括部長 平成28年６月　当社取締役原子力本部長代理 （現任）	4,000株
	（取締役候補者とした理由） 猿渡辰氏は、原子力部門に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>田中（たなか）　等（ひとし）
（昭和25年７月28日生）</td><td>昭和51年４月　弁護士登録
昭和51年４月　成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所
平成15年10月　同所代表（現任）
平成26年６月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
弁護士（丸の内南法律事務所）
株式会社ＳＵＭＣＯ社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
田中等氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>阪本（さかもと）　吉秀（よしひで）
（昭和30年８月19日生）</td><td>昭和54年４月　東京海上火災保険㈱（現東京海上日動火災保険㈱）入社
平成24年５月　同社執行役員関西業務支援部長
平成24年６月　㈱自研センター代表取締役
平成28年６月　東京海上ミレア少額短期保険㈱常勤監査役（現任）
平成28年６月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
東京海上ミレア少額短期保険株式会社
常勤監査役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
阪本吉秀氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。</td></tr>
</table>

（注）1．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．田中等及び阪本吉秀の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において、両氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3．当社は田中等及び阪本吉秀の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
本議案において、両氏の選任が承認可決された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役増田祐治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
武谷典昭（たけたにのりあき） （昭和34年10月13日生）	昭和58年４月　東京電力㈱入社 平成25年６月　同社経理部長 平成27年６月　同社常務執行役グループ事業担当 平成28年６月　東京電力ホールディングス㈱常務執行役（現任）	0株
（社外監査役候補者とした理由） 武谷典昭氏は、財務・会計に関する豊富な経験及び知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．武谷典昭氏は、社外監査役候補者であります。

２．武谷典昭氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である東京電力ホールディングス株式会社の業務執行者であり、同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

また、同社と当社の間には、工事請負等の取引関係があります。

３．武谷典昭氏は、平成29年６月開催予定の東京電力ホールディングス株式会社の定時株主総会日付で同社取締役に就任する予定であります。

４．武谷典昭氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

⑴ インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

⑵ インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶ インターネットによる議決権行使は、平成29年６月28日（水曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

⑴ 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵ 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

⑶ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00　通話料無料）

（メモ欄）

（メモ欄）

（メモ欄）

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都港区高輪四丁目10番30号
　　品川プリンスホテル　メインタワー17階「オパール17」
電　　話：03-3440-1111（代表）

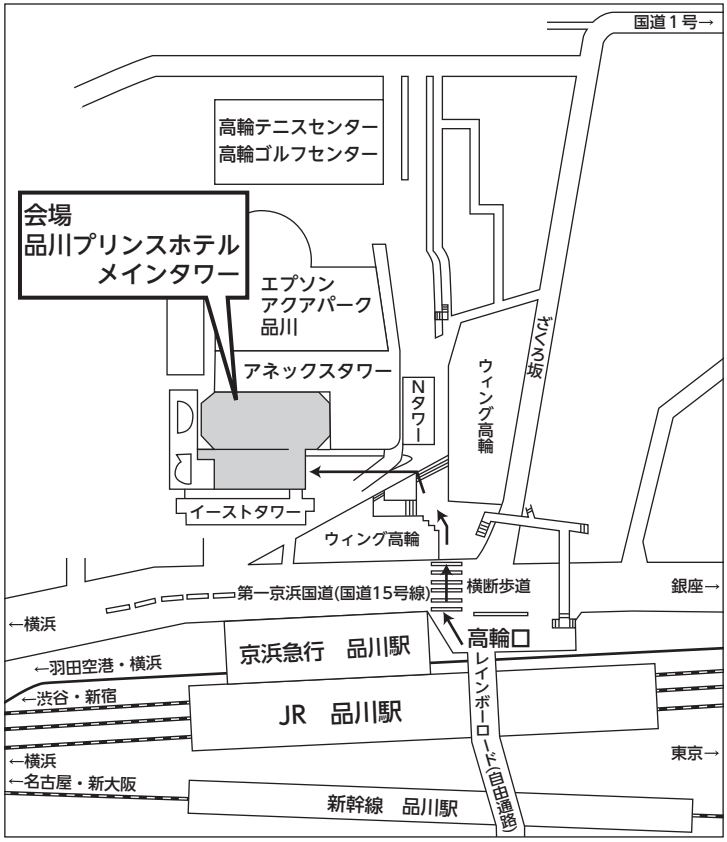

交通：JR線・京浜急行線　品川駅（高輪口）より徒歩約３分
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。